

物価高騰・エネルギー価格の上昇に対応した、中小企業者等の
チャレンジを後押しして、産業活力があふれる萩市を目指します！

令和7年度 萩市中小企業者向け 支援策について

萩市では中小企業者の皆様の販路拡大やデジタル化への対応など事業拡大への取り組みに加え、起業・創業などへの取り組みに必要な経費について、今年度も引き続き支援を行います。

目 次

萩市中小企業等事業拡大補助金等	1～3
萩市の融資制度	4
萩市起業・創業支援補助金	5
マッチングサイト「萩しごとnet」への登録	5
萩市移住就業・創業補助金	6～7
お問い合わせ先、支援機関等	7

各事業とも事業の実施前に必ず事前相談をしてください



萩 市

川上地域 長門峡

萩市中小企業等事業拡大補助金

補助対象
経費の1/2

①～⑥の事業に係る経費の一部を補助します。

※ 1事業者が利用できる補助メニューは、1年間に3事業まで（各事業1つ。ただし①の⑦～⑨については2回まで申請可）。

申請期間

令和8年2月27日(金) ※予算が無くなり次第終了します

※事業完了は原則令和8年2月27日(金)まで



①【販路拡大事業】 自社の製品を展示会等でPRして、販路拡大につなげたい

支援の内容

・受注機会の拡充や新たな販路拡大を図るための次の⑦～⑨の物産展、展示会、見本市、商談会等への出展

- ⑦ 県外で開催されるもののうち、販売の機会を有する物産展や個展など
- ⑧ 県外で開催されるもののうち、販売の機会を有さない商談会や見本市など
- ⑨ 海外で開催される展示会等への出展



対象となる経費の例と補助金額等

- ⑦ 参加費、旅費、施設借上料、装飾料、輸送費及び広告宣伝費、主に県外へ向け
て情報発信がされるインターネット上での物産展等への出展に要する参加費等
補助上限額：3万円（目的地までの行程距離が600kmを超える場合は補助上限額：5万円）
- ⑧ 参加費、旅費、施設借上料、装飾料、輸送費及び広告宣伝費等
補助上限額：5万円（目的地までの行程距離が600kmを超える場合は補助上限額：8万円）
- ⑨ 参加費、旅費、施設借上料、装飾料、輸送費及び広告宣伝費等
補助上限額：10万円（欧米圏での出展の場合は補助上限：20万円）
※目的地までの距離の算出は最短距離で行うこと

②【広告宣伝・PRツール作成事業】 新製品の紹介や会社のPRを積極的に行いたい

支援の内容

・販路開拓に要する事業・会社、新商品等の新たなパンフレット、リーフレットなどPRツール導入に対する支援

- ⑦ 事業及び会社パンフレット等の作成
- ⑧ 新商品等の紹介用リーフレット作成
※定期的に更新するパンフレットや名刺等の作成経費など企業の通常活動とみなされる経費は除く

対象となる経費の例と補助金額等

- ⑦ 販路開拓のための事業及び会社パンフレット等の作成に要する経費
補助上限額：5万円（イベント等、一時的に使用するものは対象外）
- ⑧ 新商品・新サービスのPRや販路開拓のためのリーフレットの作成に係る経費
補助上限額：2万円（イベント等、一時的に使用するものは対象外）



【パンフレット、リーフレット、チラシの違いについて】

パンフレットとは・・・複数枚のページを重ね、中央をホッチキスや針金で止めてある冊子を指します。
会社案内や業務内容などの情報を多く入れて手に取って読んでいただくものです。

リーフレットとは・・・1枚の紙を折ることによって、複数のページを作る印刷物です。

チラシとは・・・・・・1枚の紙（表裏使用）で制作されており、情報の量を必要最低限のものに抑え、大量に配布するようなものを指します。多くの方の目に触れるために利用される形態です。

③【新商品開発・新サービス展開事業】 新商品の開発や新サービスを展開したい

支援の内容

- 新たな商品の開発や新たなサービスの展開等に対する支援
原則、市内で製造・販売等が行われるもので、これまで類似の商品化されていない新たな商品等の開発
※製造方法や商品に新規性があると認められないものは対象外
※農林水産加工品など飲食品は原材料に萩産のものを必ず含むこと

対象となる経費の例と補助金額等

専門家謝金、研修費、試作品の作成費や委託料、知的財産権（特許権や商標権等）の出願に要する経費等
※開発・試作に係る経費のみを対象
※特定の顧客向けで汎用性のない事業等は対象外
補助上限額：20万円

④【人材確保事業】 職場で活躍する人材を募集、採用したい

支援の内容

- 経営力の強化や人手不足の解消、雇用維持等に対応するための求人情報発信等に対する支援
リクルート（人材募集）に関するパンフレットの作成、企業説明会等への参加など求人活動に要する経費

対象となる経費の例と補助金額等

リクルート（人材募集）に関するパンフレット、ホームページの作成、企業説明会への参加費、(株)リクルートが提供するAirワーク有料オプション利用料など
※人材紹介料や情報掲載料等は除く
※各事業者で同様、同一の事業は年にかかわらず1回のみ
補助上限額：5万円（期間の定められた求人活動の強化の場合3万円）

⑤【空き店舗活用事業】 空き店舗で新たな事業を行いたい

支援の内容

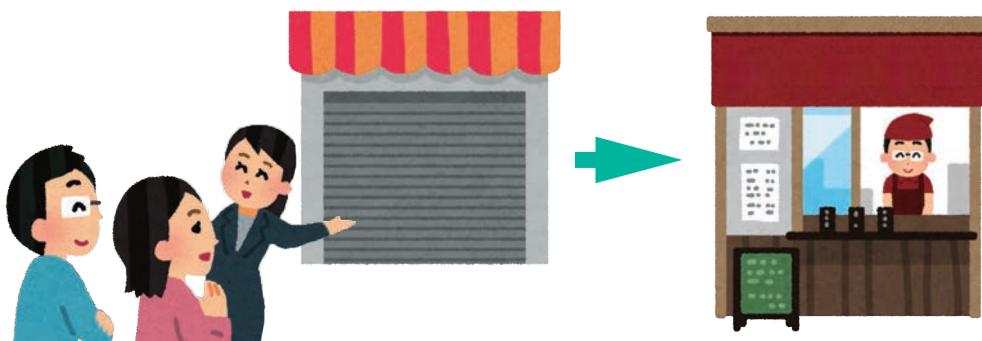
- 市内に所在し、店舗として賃借又は売買できる状況でありながら、商業活動が行われていない建物及びその付属施設を活用した事業所等の開設に対する支援

対象となる経費の例と補助金額等

店舗などの建物に係る工事等や外構工事、機器類など事業所の開設に必要なとなる設備費。
ただし中古品は補助対象外
補助上限額：10万円（田町商店街など萩市中心商店街等の場合は20万円）
※店舗として利用されていた建物が対象となります。（住宅や倉庫は対象外）



萩市中心商店街等



⑥【デジタル化促進事業】 デジタル技術を活用して事業拡大や生産性を向上したい

インボイス制度など、デジタル化への対応が必要となっている中、「新しい日常」に対応した、中小企業者等のデジタル化に向けた、次の⑦から⑩の取り組みを支援

支援の内容

- ⑦ 生産性向上のためなどのITツールの導入
- ⑧ 販路拡大のためのECサイトの構築
- ⑨ 事業のPRや販路拡大のためのホームページ等の開設
- ⑩ クレジット等決済機器の導入



対象となる経費の例と補助金額等

- ⑦ 生産性を向上または効率化を図る機能を有している、インボイス制度に対応する会計・財務・経営や顧客対応・販売支援、決済・債権債務管理、調達・供給・在庫・物流、総務・人事・給与・労務などのソフトウェアの導入（月額支払方式等の場合は1年分まで対象）

補助上限額：10万円

- ⑧ ECサイトの構築にかかる委託料、モール型ECサイトへの初期登録料、Web受発注システム（ソフトウェア）の導入経費（購入・設定費）など（保守・サポート経費は、ソフトウェア導入費に含まれているものは対象とするが、別途経費が必要なものは対象外。月額支払方式等の場合は1年分まで対象）

補助上限額：5万円

- ⑨ 自社ホームページの新規開設、または開設から5年以上経過しているホームページの全面リニューアルに要する経費（通信経費や維持管理経費を除く）

補助上限額：5万円

- ⑩ クレジットカードや電子マネーの決済端末機の本体、暗証番号用のキーパッド、電子マネー決済用の接触リーダライタ等の設置に要する経費（通信回線の設置に係る整備費や基本料金、保守経費、運営経費や端末機器のみの追加を除く）

補助上限額：1万円

◆申請から補助金支払いまでの手順



【注意】 交付決定前に着手した事業に関しては補助対象となりません。

◆対象事業者

- ・中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む。）、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者、小企業者（常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業は2人）以下の会社及び個人）、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する社団法人及び財団法人、特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人。ただし、常時使用する従業員数は前項に規定する小規模事業者に準ずる。
- ・原則、法人は市内に主たる事業所を有しており、法人市民税が課税されている、個人は代表者が市内に住民登録しており、個人市民税が課税されていること。
- ・業種については、山口県信用保証協会の保証の対象とならない業種ではないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・市内で6か月以内に新たに事業所を開設し、開業することが明らかであると認められる方も対象とする。

補助金共通事項：補助対象外経費の例など

- ・国や地方自治体、その他の団体からの補助金等を資金として実施する経費
 - ・人件費、家賃及び光熱水費、その他事業の通常活動とみなされる経費
 - ・振込手数料及び消費税などの公租公課、官公署に支払う手数料など
 - ・その他公序良俗に反するなど、補助金の交付対象として不適切とみなされるもの
- ※補助金の金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる

萩市の融資制度

	萩市中小企業長期経営安定資金	萩市起業化支援対策資金
	市内中小企業の経済的・社会的環境変化に対応できる体質の強化を図るため、事業経営に必要な資金を円滑に調達できるよう、金融機関を通じた低利融資	市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者等を支援するため、事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう、金融機関を通じた低利融資
対 象 者	①市内に登録してある事業所を持つ方 ※個人の場合は市内に住み、住民登録をしている方 ②市内で1年以上の事業経歴を有し、中小企業信用保険の対象業種を営む方 ③申込時において市税の滞納がない方	①市内で新たに事業を開始しようとする中小企業者 ②市内で開業してからの期間が1年未満の中小企業者 ①または②に該当する事業者で、下記の要件を満たす方 ・市内で住民登録している方又は登記している事業所 ・金融機関等の推薦が受けられる方 ・申込時において市税の滞納がない方
資 金 使 途	運転資金・設備資金	
融 資 限 度 額	1,000万円	運転資金400万円 設備資金1,000万円 運転・設備資金1,000万円
融 資 期 間	運転資金 5年以内 (据え置き1年以内を含む) 設備資金、運転・設備資金 7年以内 (据え置き1年以内を含む)	運転資金 5年以内 (据え置き1年以内を含む) 設備資金、運転・設備資金 10年以内 (据え置き1年以内を含む)
融 資 利 率	年1.5%	年1.0%
保 証 料 率	協会所定の率による(保証料は萩市が全額補助 ※経営者保証に係る上乗せ分は除く)	
保 証 人	法人代表者以外は不要	
担 保	必要に応じて徴収	
取扱金融機関	市内金融機関(山口銀行、西京銀行、萩山口信用金庫)の本店及び支店	

融資の流れ

※審査により、お借入れができない場合があります。

申込書類の作成 ▶ 受付・資格審査 ▶ 審査・信用保証依頼 ▶ 審査・信用保証承諾 ▶ 保証料補給認定 ▶ 融資実行

※その他詳しい要件については、萩市ホームページをご確認ください



萩市中小企業長期経営安定資金



萩市起業化支援対策資金



萩市起業・創業支援補助金

補助率：
融資を受けた対象経費のうち
設備資金の1/10

自己資金がないなどの理由により、市内での起業に融資を必要とし、「萩市起業化支援対策資金融資」を利用した事業者に補助金を交付することで、融資と補助により、市内での起業・創業を促します。

申請・事業完了期間 令和8年2月27日(金)まで ※予算が無くなり次第終了します

支援の内容

- ・制度要綱に基づき事前審査に合格した事業に対する、起業・創業に必要な経費に対する支援

対象事業者 ※他の条件についてはお問い合わせください。

- ・萩市起業化支援対策資金融資保証制度要綱に基づき、萩市が行う事前審査に合格した者であること
- ・金融機関から制度要綱に基づく融資を受けている、または受けることが確実であると認められること
- ・融資の額が500万円以上であり、期間が3年以上であること

対象となる経費の例と補助金額等

- ・制度融資に基づき提出された萩市起業化支援対策資金開業計画書で資金を必要とする設備資金部分にあたる、開業後の事務所等の開設に必要な店舗など建物に係る工事や改修費、設備整備費や機械器具や備品類

補助上限額：50万円

融資事前合格

交付申請

審査・交付決定

事業実施

申請スケジュール(注意)

融資の事前合格日から事業着手日までの期間での申請・交付決定が必須となります。

マッチングサイト「萩しごとnet」への登録

本サイトは、萩市が運営する利用料無料のサイトです。萩で従業員を募集される事業者や、萩で仕事をお探しの方は、ぜひご利用ください。求人事業者・求職者ともに事前の登録をすることにより、求職者・事業者間のマッチング機能をご利用いただけます。

なお、登録・掲載された事業者への県外からの移住就業については、移住者に対しP7の補助金があります。



ホームページ
はこちら

マッチング機能



萩市移住就業・創業補助金

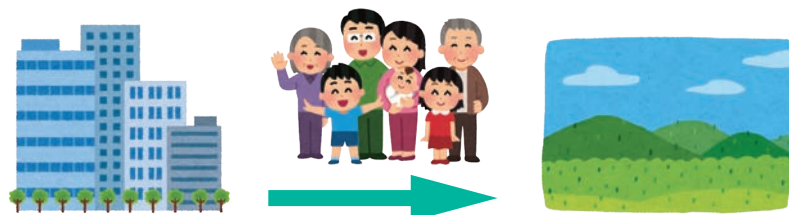
萩市へ移住して就業、創業する方の移住に必要な経費を、国、県とともに支援することで、移住就業・創業を促進します。今後、国・県の制度変更により、一部変更となる場合があります。

申請期間 令和8年2月27日(金)まで ※予算が無くなり次第終了します

■ 大都市圏からの移住 ■

	①東京23区から移住される方	②大都市圏から移住される方
1.移 住 元	以下の全てに該当する方 - 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していた方 - 住民票を移す直前に連続して1年上、東京23区内に在住又は東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していた方	以下の全てに該当する方 （①に該当する方を除く） - 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、以下の対象地域に在住し、通勤していた方 - 住民票を移す直前に連続して1年以上、以下の対象地域に在住し、通勤していた方 【対象地域】 - 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県） - 愛知県 ・ 京都府 ・ 大阪府 - 兵庫県 ・ 広島県 ・ 福岡県 <u>※広島県、福岡県は令和6年10月15日以降の転入者が対象となります</u>
2.支給金額	単身60万円 世帯100万円 18歳未満の方1人につき100万円加算	単身30万円 世帯50万円 18歳未満の方1人につき50万円加算
3.移 住 先	以下の要件を満たすこと - 支援金の申請が転入後1年以内であること - 申請後5年以上継続して萩市に居住する意思があること 等	
◆就業の場合		
a.就 業 先	対象者 「やまぐち移住就業マッチングサイト」に掲載されている対象求人（週20時間以上の無期雇用契約の求人に新規就業した方） ※「やまぐち移住就業マッチングサイト」 URL: https://yamaguchi-matching.com	
◆創業の場合		
b.要 件	やまぐち創業補助金（山口産業振興財団：問い合わせ先 083-902-3711）の交付決定を受け ており、かつ、支援金申請時において当該交付決定日から1年以内であること	

※その他詳しい要件については、萩市ホームページをご確認ください



ホームページはこちら



■ 県外からの移住 ■

※創業の場合は市外からの移住の方が対象です。

	◆1.就業の場合 2.テレワークの場合	◆創業の場合
1.移住元	以下の全てに該当する方 - 住民票を移す直前に5年以上、山口県外に在住し、就業又は事業を営んでいた方 「大都市圏からの移住支援金」の対象とならないこと	以下の全てに該当する方 - 住民票を移す直前に5年以上、萩市外に在住していたこと 「大都市圏からの移住支援金」の対象とならないこと
支給金額	単身上限15万円 世帯上限30万円 補助率2/3 18歳未満の方1人につき10万円加算	上限50万円 補助率1/2 18歳未満の方1人につき10万円加算
補助対象経費	引っ越しに要する経費 住宅の賃貸に要する経費（賃貸料最大3か月分まで） 住宅の改修に要する経費 等	施設改修費 機械類等整備・購入費 等
移住先	以下の要件を満たすこと - 支援金の申請が就業3か月後、転入後1年以内であること - 申請後5年以上継続して萩市に居住する意思があること	以下の要件を満たすこと - 支援金の申請が転入後1年以内であること - 申請後5年以上継続して萩市に居住する意思があること <u>※移住創業宣言後の準備期間から創業後半年以内の事業実施前に事前申請すること</u>
就業先	1.萩市が設置、運営する「萩しごとnet」、又は山口県が設置、運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」に掲載されている求人であること 2.県外の法人等に勤務している場合であって、その勤務先を変更せず、市内においてテレワークを行う雇用であること	対象者 市内に居住、又は事業完了日までに市内居住予定であり市内で起業すること
その他	- 補助対象者を含めた世帯の構成員が、移住前の居住地において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること - これまで世帯の構成員に萩市及び他の市町が行う同様の補助金の交付を受けた者がいないこと - 転勤等による移住ではないこと	



※その他詳しい要件については、萩市ホームページをご確認ください

ホームページはこちら

お問い合わせ

- 中小企業等事業拡大補助金
- 萩市の融資制度
- 創業・起業支援補助金
- マッチングサイト「萩しごと net」への登録
- 移住就業・創業補助金

萩市役所商工観光部商工振興課 TEL 0838-25-3108

市内の支援機関等

萩商工会議所 TEL 0838-25-3333
 萩阿武商工会 TEL 08387-2-0213
 萩・阿西商工会 TEL 0838-54-5500

作成

萩市商工観光部商工振興課
 〒758-8555 萩市大字江向510
 TEL 0838-25-3108
 FAX 0838-25-3420
 E-mail syoukou@city.hagi.lg.jp

(発行日 令和7年7月)